

令和7年第4回久万高原町議会定例会

令和7年6月11日

○議事日程

令和7年6月11日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第51号 令和7年度久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について
- 日程第2 議案第52号 久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第55号 令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第56号 令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第57号 久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第8 議案第58号 久万高原町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第9 報告第5号 令和6年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（11名）

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	阪本雅彦	4番	高橋誠
5番	光田優	6番	森博
7番	玉井春鬼	8番	大野良子

9番 瀧 野 志

10番 大 原 貴 明

11番 熊 代 祐 己

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長 河 野 忠 康

副 町 長 佐 藤 理 昭

教 育 長 住 野 秀 志

総 務 課 長 西 村 哲 也

住 民 課 長 菅 和 幸

保 健 福 祉 課 長 中 川 茂 俊

建 設 課 長 山 内 賢 彦

林 業 戦 略 課 長 小 野 哲 也

まちづくり戦略課長 高 木 勉

農 業 戦 略 課 長 西 森 建 次

会 計 管 理 者 岡 真智子

病院事業等統括事務長 沖 中 敬 史

教育委員会事務局長 大 西 洋 三

消 防 本 部 消 防 長 大 野 秋 義

代 表 監 査 委 員 菅 洋 志

○議会事務局

事 務 局 長 渡 部 定 明

事 務 局	(朝 礼)
議 長	本日の出席議員は 11 名です。 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前 9 時 30 分)
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第 1、議案第 51 号「令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	641 万 7,000 円、これは何に使われるんですか。
議 長	(西村総務課長を指名)
西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 今回の歳出予算でございますが、業務委託料としまして 641 万 7,000 円を計上いたしております。 詳細につきましては、斎場の業務委託を業者に委託するための予算ござい

ます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 斎場の件はお聞きしておりますけれども、生きてきた方の人生最後にとって大変必要な場所ではございますし、尊厳の深いものでございますけれども、こういったことが行政手続の中において停滞してはいけないというふうに思って、心配をしております。

そういった面において、対応の空白はないのかどうか。そして、今後のスケジュールについては、例えば不明であれば、分かり次第、町民の方にも明確にお知らせをする予定なのか、この二つをお聞きしたいと思います。

議 長 (菅住民課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質疑にお答えします。

担当課は住民課になりますので、住民課のほうからお答えをさせていただきます。

言われましたように、今回、急遽発生した業務ですが、まずは住民の方や遺族の方に御迷惑をかけないようにすることが大切だと考えております。

5月、6月につきましては、業務員応援委託ということで、業者のほうにお願いして、滞りなく執行させていただいております。

7月から火葬等業務委託契約を締結させていただいて、火葬業務のほうを当たっていただこうかと考えております。

町民の方への周知につきましては、今のところ考えてないんですが、また今後、内部のほうでも検討していきたいと考えます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 火葬場の存在は、非常に大切なものでございまして、コロナのときも経験し

ております。当町では大きな混乱はございませんでしたけれども、市部のほうでは、大変混乱をされたと聞いております。

それから、大規模災害とかいろんな形の中で間に合わないというようなことがあってはならないというふうに考えております。そういった意味で、今後、体制を考えていただく上ですね、不測の事態を想定しながら、例えば冬場の降雪とかいろんなことが想定されると思いますが、その辺りしっかりとカバーができるような体制を組んでいただきたいと思います。この辺りは副町長にお伺いをしたらと思います。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

斎場の役割というのは、関係する方に不都合がないようにですね、非常に重要な場所だというふうに、私も認識しております。

そういった意味で、今回、大変町民の皆様にも御迷惑をおかけしたところですけれども、課長が説明しましたように、斎場の運営については滞りなく行われております。

この後ですけれども、業務委託の形で進めさせていただきますけれども、やはり冬場とか、あるいは異常気象といったところがありますので、その辺り十分業者のほうとも検討、協議を重ねながら、運営に支障がないように努めていきたいというふうに思います。

議 長 そのほか、質疑はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第51号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第51号「令和7年久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第2、議案第52号「久万高原町町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
	西村課長	議案に基づき説明
議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。

		討論される方はございませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。 これより採決します。 お諮りします。 議案第５２号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５２号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
議	長	日程第３、議案第５３号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
	西村課長	議案に基づき説明
議	長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑をされる方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ここで言う緊急消防援助隊、こういう形で出動した場合とは、どの部署の職員が、どういった場合の出動を指すのか、お聞きをします。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、どの部署というところでございますが、原則的には、消防署職員というところで捉えておりますが、どういった作業というところにつきましては、消防署のほう詳しく説明できるかと思しますので、消防長のほうに答弁をお願いしたらと思います。

議 長 （大野消防本部消防長を指名）

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、緊急消防援助隊につきましては、現在、国の登録制となっております。久万高原消防本部につきましては、消火隊で、消防車が1隊と、隊員5名、それと救急隊として、救急車1台と3名の登録をしております。

これに基づきまして、消防庁長官のほうから出動要請がかかった場合に、そのどちらか、もしくは両方が出動するというふうな体制になっておりまして、過去、東日本大震災のときには、車両2台、8名を派遣していた実績がございます。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 大変な任務を負っているわけですがけれども、当然、現場というのはリスクが伴います。リスクのある現場へ隊員が出動することになりますけれども、手当の多寡にかかわらず、出動される隊員に対して、様々なサポートがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えします。

サポートにつきましては、人的とか物的とか、いろいろあると思いますけれども、まず、費用に関しましては、国のほうが補償していただけるということになっております。

これにつきましては、例えば時間外であったり、そういった手当については、国のほうが保障していただきます。

ただ、これにつきましては、各市町の消防ですので、車両の故障であったりとか、そういうものにつきましては、基本的には、自署で定義されますけれども、この辺りも国からできなければ、また別の補償という形で、補償はされております。

以上でございます。

議 長 岡部議員、よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 5 3 号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。
議 長	日程第 4、議案第 5 4 号「令和 7 年度久万高原町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (西村総務課長を指名)
西村課長	議案に基づき歳入・全般説明 議案に基づき歳出説明 (1 款 1 項 目) (2 款 1 項 目) (2 款 2 項 目) (2 款 3 項 目) (2 款 5 項 目) (3 款 1 項 目) (3 款 2 項 目) (4 款 1 項 目) (6 款 1 項 目) (6 款 2 項 目) (7 款 1 項 目) (8 款 1 項 目) (8 款 2 項 目) (9 款 1 項 目) (1 0 款 1 項 目) (1 0 款 2 項 目)

(1 0 款 3 項 目)

(1 0 款 4 項 目)

(1 0 款 5 項 目)

(1 0 款 6 項 目)

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

2 款の総務費なんですが、災害に係る家の被害認定調査支援システムの構築費用について、お伺いします。

大規模災害等起こったときには、被災者から申請があったときに、町が速やかに被災状況を把握して、罹災証明書を遅滞なく発行するということを求められているというふうに認識をしているんですけども、今回、支援システムが導入されることで、こういった業務、非常に迅速化が図られることになると思います。

ただ一方で、迅速化が図られるんですけども、人的資源、こういった調査に当たる方の、人の不足が懸念をされるんですけども、今回は県内の 1 2 市町の共同実施でこのシステムを入れるということになっておりますが、本町において、大規模災害等が発生したときに、この被害認定に必要な人材の確保、育成策というのは、現在どのようなことに取り組まれているのか、お伺いをしたいと思います。

議 長

(菅住民課長を指名)

管 課長

大原議員の質疑にお答えします。

今回の業務につきましては、災害時の住家被害認定調査を効率化し、迅速な罹災証明書を発行を支援するためのシステムを構築するものでありまして、調

査時における外部、土地家屋調査士になろうかと思いますが、連携につきましては、今後、共同構築の12市町との情報共有もしていきながら、考えていきたいと思っております。

現在、罹災証明書を発行するときには、住民課のほう、税務係の方で対応しております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 現在、今、土地家屋調査士という話も出ていましたけれども、例えば建築士会であったりとか、町内にもそういった会とかあると思いますけれども、そういった士業の方たち、民間団体との連携の協定等は、現在、結ばれていないのでしょうか。

議 長 (菅住民課長を指名)

管 課長 大原議員の質疑にお答えします。

現在は、協定等を結んでいないのが現状でございます。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 被害認定がどれくらいかかるのかというのは、私もやったことないので分かりませんが、実際、大規模災害が行ったときに、現在、役場の職員さん、住民課の職員さんの対応と、県内の自治体からの協力になると思うんですけれども、民間との連携というのは必要だと思うんですけれども、そういったところ、先手を打って、特に南海トラフ等、懸念がされるところなので、そこは前向きに検討していくべきかなと思うんですけれども。

これは最後にしたいと思います。提案です。その辺り、現在のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (菅住民課長を指名)

管 課長 大原議員の質疑にお答えします。

近々起こるであろう大規模災害等に備えるためにも、今後、検討していくことは非常に大切だと思っておりますので、また内部のほうで検討したいと思えます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

そのほか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 予算書の一番最後のところで、職員数が書かれておりますけれども、ここで拝見しますと、総括の職員数において、再任用職員を含んで10数名の職員減となっておりますが、これを踏まえた人件費の補正が、今回は目につきます。

6月補正の時期で、この時期でこれだけ人件費が各所で出てくるというのもどうかなというふうに拝見しておりますけれども、何か原因があるのではなかろうかと。

そして、ここ数年、全般的に退職者が増えている。そういった、個々の理由もあろうかとは思いますが、近年、結構の退職者が、若い方も含めて出ております。

新たな職員の人件費も必要ですけれども、この人員補強、これについてはどのようなお考え、対策を講じていらっしゃるのか、お聞きをします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の人件費補正でございますが、岡部議員言われました、退職者を含むも

のでございますが、当初予算を算定するに当たりまして、前年の秋口から予算作業に入っております。

当初予算ベースにつきましては、人事異動を加味しない状況での、前年度の配置職員数で予算を計上しておりますので、今回6月補正で、人事異動を加味した部分も当然含まれておりますので、今回、金額がこういった形になっております。

減額につきましては、先ほど言われました退職者があったため、減額をするものでございます。

なお、職員の確保の関係でございますが、昨年度、職員採用試験を3回か4回実施しております。

採用内定は出しましたが、なかなか最後、本町への就職というところに結びついてないというところがございます。今年度におきましては、通年で採用計画をつくりまして、随時、優秀な職員がいれば、採用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 肝心なところのお答えがなかったんですけれども。私の問いかけが悪かったのかどうか分かりませんが。

例えば、ある部署においては、結構、管理職級の人件費も含まれております。そういった意味では、通常の人員補強よりも、より専門的な方の登用を、今回されているのではなかろうかなと思っております。

そここのところもお聞きをしたいと思います。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

当町の抱えている問題の一つに、プロパー職員、いわゆる専門職員がないという部分が、非常に懸念の課題というふうに認識しております。

役場職員OBで専門知識を持ったものにつきましては、定年退職以降は、業務委託という形で契約を結んで勤めている職員もいます。

また、令和6年度の採用試験において、国家公務員等、退職して本町での林業に従事するプロパー的な知識を持った職員も採用しております。

岡部議員の言われる専門的分野というところが多岐にわたる部分もございますが、そういったOBとか、そういった職員を活用しながら、本町の人材育成に努めていきたいというふうに、町としては考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今、総務課長が言われたとおり、以前から私、あるいは私以外の議員からも、専門的な職員を配置すべきということを申し上げておりますし、申し上げてきたことの一つかなというふうに理解をしております。

また、今後も、より専門性が高い職員についての採用をお願いをしたいと思っています。

今回の離職者が多い、いろんな理由があると思うんですけども、職場内にもひょっとしたら理由があるんじゃないかなというふうな心配もしております。

こういったところに問題があるのかなのか、そこらも含めて、その傾向について、しっかり分析をされているんでしょうか。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回、離職者数11という人数が、職員の数で上がっておりますが、この中には、定年退職者以降再任用した職員も含まれているというところもございます。

自己都合退職による職員が複数名いますが、その者の退職理由を確認する中で、やはり家庭の都合というの、一つ理由の中にはございますが、より自分

の輝けるところで働きたいというような理由もございます。

過去にもそんな理由もありましたので、本町として、もっと魅力のある職場となるように努める必要があるかなというふうに、総務課では考えておりますので、そういったところ、今後注意しながら、過去の退職理由等も確認しながら、よりよい職場になるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 別件です。

自治体版ライドシェア、今回、計画等々上がっておりますが、このことをちょっとお伺いしたいと思います。

自治体版ライドシェア、御存じのように、自治体の判断によって導入の可否やサービス内容が異なることになるというふうに考えますけれども、道路運送法上における一定の条件を満たす場合とございますが、条件を満たす場合の具体例をお聞きしたいと思います。

また、利用者として地域住民、観光客等ございますけれども、まだその金額についてお尋ねする時期ではないかもしれませんが、こういったことも、観光客も、利用可能な方向性というのはお持ちで計画をされるのか、お聞きをします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回、予算として1,400万の予算を計上しております。岡部議員言われる自治体版ライドシェアの関係でございますが、導入するに当たりましては、既存のバス、タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合において、地域公共交通会議におきまして、自家用有償運送の必要性、運送を行う区域、

旅客から収受に対する対価などについての事項について、協議を行いながら、合意を得ることが一定の条件というふうに捉えております。

観光客の有償運送の部分でございますが、金額設定については、これからの段階がございますので、今、金額は考えておりませんが、全国の自治体の事例を見ますと、インバウンドに特化した運送的なものもございますので、当然、この事業で実施は可能というふうに考えておりますので、そういったことを加味しながら、事業計画等をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今、総務課長が一部触れられましたけれども、町内には民間路線バス、町営バス、デマンド型乗り合いタクシー、交通空白地有償運送、四つのタクシー営業所、美川福祉バスなどの交通体系がございます。

公共交通計画書を踏まえた計画の実行による効果は、現在のところ見えてないと感じております。

今回の自治体版ライドシェアの計画は、現状の交通体系におけるどの部分をカバーする計画なのか。また、町全体を順次カバーしていくのか。このどの部分というのが、ちょっと分かりにくいところでございます。

もし可能であれば、具体的な方向性といいたしめようか、そういうものも説明いただければと思います。可能であれば。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の事業につきましては、今後、想定されます民間路線バスの路線縮小等に対応し、地域住民の移動手段等を維持することを目的としております。

そのため、デマンド交通やスクールバス等の新たな交通施策の導入に向けた必要な調査及び導入を、支援を行う計画となっております。

また、町内全域を、今後は視野に入れて、民間路線バスではなく、町内での

行き届いていない公共交通空白地、そういった部分も今後含めまして、計画等をつくっていかうというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 肝心なところが聞けない、あるいは言えないというところかもしれませんけれども、要は、様々な、今後、町内の交通体系が変化する、変わっていくだろうということも想定しながらのことであろうと思いますから、なかなか答弁が難しいとは思いますが。

要は、例えば現行だけを考えてみたときに、先のことでなく、現行だけを考えてみたときに、希望される隙間を埋めていくと、そういうふうなことも含めた自治体版ライドシェアと、そういう認識でよろしいのでしょうか。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、自治体版ライドシェアというところでございますが、これは選択肢の一つというところで、今後計画の中で、こういった選択肢もあるよという部分でのお話になるかなというところになります。

町としましては、町全体を見据えました、持続可能な交通ネットワークの再築に向けた取組というふうに考えておりますので、公平性を担保しながら、段階的に検討していこうというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員	現在、地域運営協議会が、交通空白地有償運送を実施している地域もありますが、先々のことを考えますと、地域の高齢化率が高い、そういった地域は、今後さらに高齢化が進めば、運営ができなくなる。そういった地域運営協議会が出てくる可能性があるかと思います。 地域の将来予測も踏まえた事業なのか、ここら辺りも、もし可能であれば説明をいただけたらと思います。
議 長	(西村総務課長を指名)
西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 議員言われますとおり、地域運営協議会で、面河、西谷で、交通事業等に取り組んでいるというのは、御存じかもしれませんが、当然、地域も高齢化が進んでおります。今後、どうなるかというところが、予測がまだ立たない状況ではございますが、そういった将来的な方向性も見据えながら、町としては計画を作っていきたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	今回、事業で運送事業計画実施していくとした場合、例えば時間帯による空白の概念、対価の目安、自治体受託による株式会社の参画、宿泊施設の車両の共同使用、地域公共交通会議の在り方、タクシーとの共同運営の仕組み、運送区域、あと、ダイナミック・プライシングなどについて、もし可能であればお聞きをしたいと思います。
議 長	(西村総務課長を指名)
西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 本町では、自家用有償運送旅客法を含む多様な公共交通サービスの導入を検討しております。

町民の利便性向上が期待されると考えておりますが、一方で、定時定路線で運行される路線バスにつきましては、地域の基幹的な交通手段として、非常に重要であるというふうに思っております。

必要な区間においては、引き続きその運行を維持していきたいというふうに考えております。

具体的な運行方法につきましては、現在、これから計画を策定していくというところがございますので、個々先ほど質問いただいた内容については、今後、検討をしていく必要があるというふうに考えておりますので、今後の検討課題かなというところがございます。

以上です。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 町内の運営路線の補助金、助成金といいたいでしょうか、そういうものの状況について、お聞きをしたいと思います。

町内のデマンド型乗合タクシー、交通空白地有償運送、美川福祉バスなど、ほとんど川下3地区でくまなく実施をされておりますけれども、旧久万地区には、面河地区発直瀬、久万高原経由のデマンド型乗合タクシー以外の運送体系は、現状ではないと見ております。

運営内容において、無料の運営もあります。料金体系も様々でございます。

町はその無料を含む運営路線に、どのように助成金を対応しているのか。また助成の基準を作成して対応されているのでしょうか。

無料路線の理由とか、個別案件対応もあるのか。そういったことをお聞きをしたいと思います。

予算を伴う場合は、概略で結構ですけれども、関係部署名をお聞きしたいと思います。

議 長 （西村総務課長を指名）

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

町が支出しております助成金につきましては、町のデマンド型タクシー等、そういった部分ではなく、交通全体について支出している助成金もございますので、そういった部分も紹介をさせていただいたらというふうに考えております。

まず、基幹路線を運行しております伊予鉄南予バスに対しまして、経営支援を実施しております。地域の主要な交通手段の維持に努めていただいているところでございます。

また、久万落出間及び古味岩川線におきましては、交通事業者へ委託する形で、町営バスを運行し、公共交通の確保を図っておるところでございます。

さらに、地域運営協議会が行います自家用有償旅客運送や、民間事業者によるデマンド型タクシー事業に対しても支援を行っております。

多様な移動手段を確保することで、町としましては、住民の交通利便性向上に取り組んでいるというふうに考えております。

これらの路線につきましては、必要に応じまして、公共ライドシェアを含む新たな交通サービスの転換を検討する必要性もございます。

安定的な運行維持の観点から、町の公平性に配慮した見直しも必要になるものというふうに考えております。

助成の基準につきましては、それぞれの事業に対しまして、基準を持って対応しておるところでございます。

無料の路線の関係でございますが、保健福祉課が所管する美川地区の福祉バスが、美川地区において高齢者、妊産婦のみを無料として運行しております。事業等の移動手段を持たない交通弱者の日常生活の移動手段の確保のために、運行しているのが現状でございます。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 この件、最後になります。

今、総務課長のほうからも、公平性を踏まえた見直しも必要かなという御意見をいただきましたけれども、時代に応じたライドシェアの必要性に対応して

いく体系化を模索していくべきであると考えればですね、地域及び、地域横断的に存在する既存の移動方法について、整理統合できるものは取り組むなどして、例外をつくるべきではないと考えます。

町全体で移動方法の有無について、調整協議することが大変重要であり、いわゆる町民間の公平、担保の概念を包摂していくとする、今回の方向性を持った事業計画なんでしょうか。これは副町長にお聞きします。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

岡部議員の質疑の中でもございましたように、今、町内では多くの関係する事業、交通事業者の方に支えていただいているというのが1点。

それからあと、地域ごとで、その公共交通の在り方といいますか、状況が、それぞれの地域の特色もあったり、時代的背景もあったりというのが2点目でございます。

そういった中で、やはり私自身考えますのは、今、頑張っている交通事業者の方の共存共栄が図られる形は、今後も御協力いただける部分は必要だと思いますので、共存共栄を図っていくというところが大事だというふうに思います。

それからもう一点は、地域ごとの今の交通体系を、メリットもありますし、デメリットもあるといったところの整理をした上で、今、岡部議員が提案があった内容を協議していくということが大事だというふうに思っております。

いずれにしても、様々な、今までやっている体系にプラスして、先ほど総務課長も言いましたけれども、自治体はライドシェアの可能性も含めて、この計画の中では、実行力を持った計画をということで、今、考えておりますので、そういったところで御理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

（森 博議員を指名）

森 議員 概要書の7ページの6款農林水産業費の中に、全国林業後継者大会で上映する、林業に関するドキュメンタリー映像の制作というのがあります。

映像はどのようなものを想定されているのか、お教え願ったと思います。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 森議員の質疑にお答えいたします。

林業のドキュメンタリー映画につきましては、久万林業の歴史、それから現状の状況をドキュメンタリー映画にして、各、いろいろ自伐林家であったり、林業事業体であったり、また市場の関係者であったり、そういった林業に関係する方の生きざまと申しますか、そういうものをドキュメンタリーふう、オムニバス風に収めて、今後の久万林業の資料、またいろんな移住定住なんかの、提供できるような、映像にしたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 制作されたビデオ、映像の制作後の著作権は、どこに帰属するというふうにお考えになりますか。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 森議員の質疑にお答えいたします。

ドキュメンタリー映画の著作権につきましては、原則、町が著作権を保持するというふうに考えております。

しかしながら、監督のいろんなプロモーションもごございますので、そちらのほうは、今後、著作権の保持については、契約のときに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 （森 博議員を指名）

森 議員 私もその辺り、どうなるかなと調べてみたんですけども、本来ですと、契約の中にそれがなければ、著作権は制作会社のほうにあるというふうになるようです。

契約の中に、制作委託契約の中で映像ビデオの著作権が町に譲渡されることが明記されていれば、町に帰属するといった場合もあるようです。

この辺、しっかりと契約の中でうたっていただけたらと思います。

この映像を林業後継者大会に使用した後に、林業に従事するため、本町に移住してくれる若者や、地域おこし協力隊員に勧誘のためのプロモーションに使うことなどは考えられておりますでしょうか。

議 長 （小野林業戦略課長を指名）

小野課長 森議員の質疑にお答えいたします。

先ほども申しましたが、移住定住なんかのプロモーションにも使っていきたいというふうに考えておりますし、当然、町民、いろんな上高の高校生なんかにも見ていただいて、久万林業のすばらしさを伝えていければと考えております。

以上でございます。

議 長 そのほか、質疑はございませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 3 款民生費、2 目高齢者福祉費の繰出金 8 3 0 万 5 , 0 0 0 円、これが組替えということで、減額されておりますけれども。

これ、組替えの目的、そしてその先にあるそれなりの効果と言いましょうか、そういうものをどのように考えて組替えられるのか、そこをお聞きしたいと思

います。

議 長 （中川保健福祉課長を指名）

中川課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

高齢者保健事業と介護予防の一体的事業についてでございますが、この事業につきましては、令和４年度から開始しております。開始の令和４年度につきましては、愛媛県の後期高齢者医療広域連合との連携、また一体的事業の企画調整等のシステム化のために、住民課に保健師を１名配置し、事業を実施してきておりました。

しかし、健診結果をもとにした個別の保健指導の実施であるとか、集団教室の実施、また、保健センターの保健師、栄養士、歯科衛生士と共同で取り組むことも非常に多いということで、保健センターのほうで、効率的かつ高度的に事業を実施していくということで、今回、保健センターで予算を組み替えて、取り組むことといたしました。

以上でございます。

議 長 （岡部史夫議員を指名）

岡部議員 今の答弁で結構でございます。

最後、消防のことを少し聞きたいと思います。

常備消防費の関係ですけれども、先ほど総務課長のほうからも、職員全体の退職と、結構、それぞれの理由であるということで、消防署も幾分か職員の退職があるようでございます。

その中で、署員の定数を増やしたというふうなことも聞いておりますけれども、現状、定数に達しているのかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

また、仮に定数に足りていない場合、人員の補充計画、そういったものが存在するのか、その点についてもお聞きをいたしたいと思います。

議 長 （大野消防本部消防長を指名）

消 防 長

岡部議員の質疑にお答えします。

まず、定数につきましては、令和５年４月１日に５３名を増員させていただきました。これにつきましては、公務員の定年延長、６５歳に延長されるということで、消防につきましては、その間、定年退職者がほぼいないということで、新規採用者が抑制されるということがございました。

そのために、増員させていただきまして、現在は４３名の実員です。

先ほど言いましたように、５３名に１０名足りておりませんが、これにつきましては、定年延長が６５歳になります令和１３年度、これまでに段階的に増員していくというような計画にしております。

以上でございます。

議 長

そのほか、質疑はございませんか。

（なしの声）

議 長

質疑を終わります。

お諮りします。

議案第５４号は、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前１０時３２分）

４５分まで休憩いたします。

	(休 憩)	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。	(午前 10 時 42 分)
議 長	日程第 5、議案第 55 号「令和 7 年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 (沖中病院事業等統括事務長を指名)	
沖中事務長	議案に基づき説明	
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 議案第 55 号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした いと思いますが、これに御異議ございませんか。 (異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 55 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。	
議 長	日程第 6、議案第 56 号「令和 7 年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特	

		別会計補正予算（第１号）」を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
		（菅住民課長を指名）
菅	課長	議案に基づき説明
議	長	提案理由の説明が終わりました。
		これより質疑を行います。
		質疑される方はございませんか。
		（なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		議案第５６号は、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした と思いますが、これに御異議ございませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第５６号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。
議	長	日程第７、議案第５７号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更につい て」を議題とします。
		提案理由の説明を求めます。
		（西村総務課長を指名）

西村課長	議案に基づき説明
議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (岡部史夫議員を指名)
岡部議員	新しい過疎法が、令和３年４月１日に施行されております。新しい過疎法は、令和３年から令和１３年度までが適用されるということですが、幾つかの変更があるかと思っておりますけれども、この新しい過疎法を活用するに当たって、従前とは変わった活用の方法を検討されているのであれば、内容を御説明いただければと思います。
議 長	(西村総務課長を指名)
西村課長	岡部議員の質疑にお答えします。 過疎債の実施等につきましては、現在、過疎地域におけます活用が十分図られるよう、計画を立てているところでございますが、令和３年度の変更点から、大きく変わったというところでございますが、現段階では、大きく変わった部分での内容等について、十分、変更がないというふうに認識をしております。 以上でございます。
議 長	(岡部史夫議員を指名)
岡部議員	突然な質問だったかもしれませんが、実際は従前と変わったソフト的なものとか、あるいは従前は不可能であった部分への切り換え、そういったところが新しい過疎法では、今の時代に合った過疎債の活用の仕方がカバーできるようなことになっているというふうに拝見ができます。 現在、この町の過疎債を結構利用しておりますけれども、この過疎債が年々、

全国で過疎地域、そういった形で適用される地域が増えているというふうにも伝えられております。

そういったことになると、そういう地域が増えてきますと、この町の過疎債活用も、従前どおり活用ができるのかどうか、そういったところが非常に気になるところでございます。

この町が引き続き過疎債を借り入れるめど、そういったところはどのようなところなんでしょうか。

特に心配することはないんでしょうか。副町長にお聞きしたいと思います。

議 長 （佐藤副町長を指名）

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

町村合併に伴いまして、本来、過疎指定の町が広域で合併された場合には、私の知識の中では、みなし過疎という形で、まだ残されているというところもありますし、若干、新しい過疎法に乗り替わったときに、要件が緩和されたりとか、そういったところもありますし、あと、全国的に人口減少といった中で動きだというふうに思います。

この過疎債の枠というのは、毎年、国の前年度に策定します地方財政計画の中で、全国の枠組みの町債計画が決まりまして、その中で過疎債を全国でどれぐらい発行するかというところを決めるわけですが、ここ数年は、やはり少しずつは伸びている。過疎債、枠全体が伸びているという状況ではありますけれども、過疎債は御存じのように、辺地債と同じぐらい、有利な起債でもございますので、全国で要望があるんだろうというふうに思います。

毎年、過疎債要望いたしますけれども、県が取りまとめて、国と調整する中で、要望額まで満たないという状況が、毎年、続いてはおります。

そういった中で、事業を優先していくためには、過疎債の活用は大事だというふうに思いますので、過疎債の充当する事業の重要性とか、位置づけといったところを、しっかり過疎の計画の中で、要望の中で、県のほうには協議をしていきたいというふうに思っております。

そういったところで、ますますこの過疎債の重要性というのは、これからも

高まっていくと思いますので、この辺りは、やはり過疎債の枠の確保のためには、かなり内容もしっかりとしたものを、今後、精査して、要望をしていきたいと思います。

議 長 そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第５７号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第８、議案第５８号「久万高原町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第５８号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号「久万高原町辺地総合計画の変更について」は、
原案のとおり可決しました。

議 長

日程第９、報告第５号「令和６年度久万高原町一般会計繰越明許費繰越計算
書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

		(西村総務課長を指名)
西村課長		計算書に基づき報告
議 長		提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。
		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 以上で、報告第5号を終わります。
議 長		日程第10、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。 お諮りします。 議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は、承認することに決定しました。
議 長		本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、6月20日の本会議で委員長報告をお願いします。 お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。

(午前 11 時 05 分)

なお、明日 12 日は、午前 9 時 30 分から、総務文教厚生常任委員会を、終了後に産業建設常任委員会を、議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いします。

また、6 月 20 日は、午後 1 時 30 分から開会いたします。

事 務 局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員